

令和元年度 福岡市こども・子育て審議会

目標 1 「安心して生み育てられる環境づくり」

専門委員会（第1回）

## 会 議 録

日 時 令和元年7月19日（金）10時00分

場 所 エルガーラホール7階 中ホール

平成元年度 福岡市こども・子育て審議会  
目標1「安心して生み育てられる環境づくり」専門委員会（第1回）  
〔令和元年7月19日（金）〕

開会

○事務局 定刻は10時からとなっておりますが、委員の皆様おそろいでございますので、始めさせていただきますと思います。

委員の皆様、本日は大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから、令和元年度の福岡市こども・子育て審議会、目標1「安心して生み育てられる環境づくり」専門委員会を開会いたします。

こども未来局総務企画課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

第5次子ども総合計画につきましては、去る2月に、策定についての諮問を審議会にさせていただいたところでございますが、3つの目標がございまして、その目標ごとに専門委員会を設置し、計画の内容についてご協議をいただくこととしております。

本日は、目標1「安心して生み育てられる環境づくり」専門委員会の第1回目でございます。目標1の内容につきまして、ご協議をいただきたいと考えております。

ご説明いたします協議資料につきましては、本市の子どもや子育て家庭を取り巻く現状や課題を踏まえまして、事務局で作成したものでございますが、委員の皆様の忌憚のないご意見を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、着座して進めさせていただきます。失礼いたします。

まず、会議資料の確認をさせていただきます。

A4の資料で会議次第、委員名簿、会場席図がございます。それから、議題に関する資料といたしまして、資料1「第5次福岡市子ども総合計画について」というA4、1枚。資料2「第5次福岡市子ども総合計画 目標1（協議資料）」という資料がございますが、こちらが25ページの厚い資料になります。それから参考資料といたしまして、「第4次福岡市子ども総合計画の取り組みについて」と、「子ども・若者を取り巻く状況について」をつけさせていただいております。

また、本日は皆様の机上に「第4次福岡市子ども総合計画」の冊子をご参考までにお配りしております。

以上、資料が大変多く恐縮でございますが、不足等がございましたら事務局までお知らせください。資料はございますでしょうか。

それでは、議題に入らせていただきます。

## 議題

(1) 目標1 専門委員会 会長・副会長の選出について

○事務局 議題1「目標1 専門委員会 会長・副会長の選出について」でございます。

専門委員会の会長・副会長につきましては、こども・子育て審議会条例施行規則第8条第2項の規定に基づきまして、委員の互選によることとなっております。

どなたか会長・副会長につきましては、ご推薦はございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○事務局 それでは、事務局から提案をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。会長には谷口委員、副会長には針塚委員にお願いしてはいかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○事務局 谷口委員、針塚委員、よろしくお願いたします。

それでは、会長席と副会長席に座席を移っていただけますでしょうか。

(谷口委員、針塚委員 会長・副会長席へ移動)

○事務局 では、谷口会長、会議の進行につきまして、よろしくお願いたします。

○会長 大変僭越ではございますが、ご指名により会長をさせていただきたいと思ひます。ご協力をよろしくお願いたします。

(2) 第5次福岡市子ども総合計画 目標1について

○会長 それでは早速ですが、議題2「第5次福岡市子ども総合計画 目標1について」に入らせていただきたいと思います。

2月に開催いたしました平成30年度第2回審議会では、第5次福岡市子ども総合計画策定の方向性や審議の進め方などについて、委員の皆様にご了解をいただいたところでございます。

本日は、目標1「安心して生み育てられる環境づくり」の第1回目の専門委員会です。まず、本専門委員会が所管する目標1の計画素案について、事務局より説明をいただき、その後委員の皆様で目標1の計画素案に関する審議をしていただきたいと思います。

できるだけ円滑に、議事を進行していきたいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願いたします。

それでは、事務局から説明をお願いたします。

○事務局 それでは、事務局から説明をさせていただきます。

着座にて、失礼いたします。

議題2「第5次福岡市子ども総合計画 目標1について」ご説明を申し上げます。

資料1「第5次福岡市子ども総合計画について」、そして資料2「第5次福岡市子ども総合計画 目標1（協議資料）」につきまして、一括してご説明いたします。また、先ほどもご案内いたしましたとおり、参考資料といたしましてA3横の「第5次福岡市子ども総合計画の取り組みについて」及び「子ども・若者を取り巻く状況について」につきまして机上に配布しておりますので、適宜ご参照いただければと思います。

なお、本日お示ししております協議資料のうち、事業目標につきましては、現在調整を行っております、調整次第ご提示させていただきたいと考えておりますので、よろしくご願ひいたします。

また、本専門委員会の協議事項である目標1の中に「障がい児保育等の今後のあり方」がございますが、これについては、ご承知のとおり本専門委員会とは別に設けられた「障がい児保育の今後のあり方に関する専門委員会」で審議されているところでございます。したがって、そこでの審議の結果を受けまして、本計画案に反映させる予定としておりますので、どうぞご了解いただきますようお願いいたします。

では、資料1「第5次福岡市子ども総合計画について」ご説明いたします。A4、1枚の資料でございます。

まず、「I 計画の概要」でございます。

「1 策定趣旨」といたしまして、子どもや子育てをめぐるさまざまな課題を踏まえ、市民ニーズに即した子ども施策を総合的・計画的に推進するため、策定することといたしております。

次に「2 計画の位置づけ」でございますが、「福岡市総合計画」を上位計画とし、子どもに関する分野の基本的な計画として策定するとともに、前計画と同様に、子ども・子育て支援法に基づく「福岡市子ども・子育て支援事業計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「福岡市子ども・若者計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援福岡市行動計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「福岡市ひとり親家庭等自立促進計画」、そして子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「福岡市子どもの貧困対策推進計画」として位置づけるものでございます。

次に「3 計画対象」といたしましては、すべての子ども・若者と子育て家庭、市民、地域コミュニティ、事業者、行政など、すべての個人・団体といたしております。

次に「4 計画期間」につきましては、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間といたしております。

続きまして、「II 計画の全体像」でございますが、2月の審議会でお示しさせていただきましたとおり、新たな計画につきましては、「本市の子ども・子育て施策についてライフステージごとに記載し、妊娠期・乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援施策を明示することにより、市民にとってわかりやすい計画とする」ことについて、ご

了解をいただいているところでございます。

したがいまして、第5次計画につきましては、目標1として「安心して生み育てられる環境づくり」、目標2として「子ども・若者の自立と社会参加」を掲げますとともに、特に支援を必要とする子どもに対する取り組みといたしましては、「目標3 さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長」を掲げております。

目標ごとの施策については、ご覧のとおりでございます。

以上で、資料1「第5次福岡市子ども総合計画について」の説明を終わります。

よろしければ、引き続き、資料2「第5次福岡市子ども総合計画 目標1（協議資料）」についてご説明をいたします。

恐れ入ります、2ページをお開き願います。

ここからは、目標1の各施策について、ご説明をいたします。

まず、「施策1 母と子の心と体の健康づくり」についてご説明いたします。

「前計画における取組と成果」といたしまして、全区に母子保健訪問指導員を配置して母子保健訪問指導や新生児全戸訪問を充実させるとともに、全区に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談支援体制を強化いたしました。

また、産後サポート事業を実施し、産後早期の母子に対する心身のケアや育児サポートに取り組むとともに、新生児を対象とした聴覚検査の全額助成を実施し、母親と子どもの心と体の健康づくりを推進いたしました。さらに、子どもを望む夫婦に対する不妊治療費の助成を実施するとともに、不妊カウンセラーや医師が不妊の相談に応じる不妊専門相談センターを開設し、不妊に悩む人への支援と相談体制を強化いたしました。

「現状と課題」といたしましては、子育てへの不安や負担を感じる保護者の割合が増加しており、安心して子どもを生み育てるためには、妊娠・出産期からの切れ目のない支援や、特に出産前後の育児不安が強い時期における母親への支援を行う必要があること、そして、産後早期の母親等に対して心身のケアや育児等の支援を行う事業の利用者が増加しており、産後早期における支援ニーズの高さがうかがわれること、最後に、児童相談所における児童虐待対応件数の約5割が乳幼児期であるなど、児童虐待防止に向けても、乳幼児を持つ保護者に対する支援は重要であること、を掲げております。

「取組の方向性」でございますが、母親と子どもの心と体の健康を守るため、妊娠・出産期から、切れ目のない支援を行うとともに、小児医療や食育の充実に取り組み、特に、妊娠期からの相談支援、産後早期からの支援、妊娠・出産・育児に関する情報提供など、母子保健施策の充実を図るとともに、乳幼児の虐待予防に取り組むこと、そして、不妊や不育に悩む人に対する支援の充実に取り組むことを掲げており、（1）妊産婦に対する産前・産後支援の充実、（2）健康づくりと小児医療の推進、（3）食育の推進、

(4) 不妊に関する相談支援に取り組んでいくこととし、4ページに主な事業を掲載いたしております。

恐れ入ります、6ページをお願いいたします。

次に「施策2 幼児教育・保育の充実」について、説明いたします。

「前計画における取組と成果」といたしましては、保育需要の増加に対応するため、保育所等の新設や増改築、小規模保育事業の認可を実施したほか、企業主導型保育事業を促進するなど、多様な手法により保育所等の整備を進めた結果、待機児童の数は減少傾向にあります。

また、さまざまな就労形態に対応する夜間保育や延長保育、病児・病後児デイケア事業、一時預かり事業など、多様な保育サービスを実施するとともに、医療的ケアが必要な児童を保育所で受け入れるモデル事業に取り組みました。保育所の増加等に伴い必要な保育士等を確保するため、潜在保育士等の就職支援などを実施するとともに、就職準備金や保育料の貸し付け、家賃助成、奨学金返済の支援などにも取り組みました。

「現状と課題」といたしましては、女性就業者数の増加に伴って共働き家庭が増加していることなどから、今後も、保育を必要とする子どもは増加すると考えられ、地域におけるニーズを考慮し、きめ細かに対応していくことが必要であること、保護者の就労形態の多様化に対応するため、延長保育や休日保育などの保育サービスの一層の充実が必要であり、また、保護者が安心して働けるよう、病児・病後児デイケアなどの拡充が求められていることを掲げております。

「取組の方向性」といたしましては、質の高い教育・保育の確実な提供に向けた体制・人材の確保に取り組むこと、女性就業者数の増加や就労形態の多様化などに対応し、保護者のニーズや子どもの特性を踏まえた多様な保育サービスの一層の充実に取り組むことを掲げ、(1) 教育・保育の提供体制の確保、(2) 保育士の人材確保、(3) 多様な保育サービスの充実、(4) 障がい児保育等の推進、(5) 教育・保育の質の向上、(6) 教育・保育における連携推進に取り組んでいくこととし、7ページの下に主な事業を掲載いたしております。

恐れ入ります、8ページをお開きいただきます。

次に「施策3 身近な地域における子育て支援の充実」について説明いたします。

「前計画における取組と成果」といたしましては、地域全体で子どもを見守り育む活動の一環として、民生委員・児童委員が赤ちゃんの生まれた家庭を訪問し、子育て情報を提供する、こんにちは赤ちゃん訪問事業を実施するとともに、地域の中で行う育児の相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センター事業や、地域の見守りのもとで乳幼児の親子が気軽に集える子育て交流サロンの支援などを実施し、事業の充実に取り組みました。

また、各区配置の子育て支援コンシェルジュを増員し、身近な場所に出向いての出張相談を実施するなど寄り添い型支援の充実を図りました。

「現状と課題」といたしましては、都市化の進展や核家族化などを背景に地域のつながりが希薄化し、地域や社会から孤立しがちな子育て家庭が増えていること、子育て家庭における子育てに対する不安や負担を解消するため、子どもプラザ、子育て交流サロン、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センターなど、地域のニーズに応じたさまざまな子育て支援の充実を図っていく必要があることを掲げております。

「取組の方向性」といたしましては、地域全体で子どもと子育て家庭を見守り支える環境をつくるため、身近な地域において乳幼児の親子や子どもたちが集い、安全に安心して活動できる交流の場や機会の提供、一時預け先の確保、身近な子育て相談、地域における人材の育成などに取り組むこと、そして、子どもや子育て支援に関して、市民がアクセスしやすく、わかりやすい情報の提供に取り組むことを掲げ、（１）乳幼児親子を支える身近な相談・交流・学びの場の提供、（２）乳幼児親子を支える人材の育成とネットワークづくり、（３）身近で利用しやすい一時預かりの充実、（４）子育て支援サービスの情報提供と利便性向上に取り組んでいくこととし、9ページの下に主な事業を整理いたしております。

恐れ入ります、10ページをお開き願います。

次に「施策4 障がい児の支援（乳幼児期）」について説明いたします。

「前計画における取組と成果」といたしましては、療育センター等における新規受診児数の増加に対応し、相談対応・診断・療育を実施するとともに、新生児を対象とした聴覚検査の全額助成を実施し、障がいの早期発見と早期支援に取り組みました。

通園療育ニーズの増加に対応するため、児童発達支援センターを、平成27年度と31年度にそれぞれ1か所設置し、また、保育所・幼稚園に通う障がい児の専門的な療育の場として、平成28年度に児童発達支援センターの分園を4か所開設しました。

そして、医療的ケアが必要な児童を保育所で受け入れるモデル事業に取り組みました。

「現状と課題」といたしましては、療育センター等における新規受診児数が引き続き増加しており、特に発達障がい児の新規受診や相談の増加が顕著であり、相談・診断体制の充実が求められていること、障がい児の保護者に行った調査（平成28年度福岡市障がい児・者等実態調査）では、障がいの診断・判定を受けた頃の苦労、悩み、不安として、「障がいのことや福祉の制度についての情報が少なかった」が最も多く、次いで「身近に相談できる相手がいなかった」「保健所や福祉事務所、専門機関でもっと指導してほしい」などとなっており、障がいのある子どもをもつ保護者のニーズに対応した相談支援や情報提供が求められていることを掲げております。

「取組の方向性」といたしましては、障がいのある子どもについては、「発達が気に

なる」など、障がいの疑いが生じた段階から、早期の対応、支援を行っていくことが重要であり、障がいの早期発見と早期支援、そしてノーマライゼーションの理念のもと、一人ひとりの自立を目指した支援・療育体制の充実に取り組むこと、発達障がい児の新規受診や相談の増加に対応できるよう、発達障がい児とその家族への支援の充実に取り組むことを掲げ、（１）早期発見・早期支援、（２）療育・支援体制の充実強化、（３）発達障がい児の支援、（４）障がい児保育等の推進に取り組んでいくこととし、11ページの下に主な事業を整理いたしております。

恐れ入ります、12ページをお開き願います。

最後に「施策5 子育てを応援する環境づくり」について説明いたします。

「前計画における取組と成果」といたしましては、子育てを応援する“「い～な」ふくおか・子ども週間”の賛同企業数を増やすなど、社会全体で子どもたちをバックアップする運動の普及・啓発に取り組みました。男女が子育てを行う意識を醸成する講座やイベント、企業向けのワーク・ライフ・バランスセミナーの実施などにより、男女の固定的な役割分担意識の解消度は増加傾向にあります。

また、授乳やオムツ交換ができる「赤ちゃんの駅」の登録数を増やすとともに、子育て世帯の住みかえに対する助成、バリアフリー化された市営住宅や歩道の整備に取り組み、子育てしやすいまちづくりを推進しました。

子どもの通院及び入院にかかる医療費の助成対象年齢の拡大や、保育所等における実費徴収に対する助成を開始し、子育てにかかる経済的負担の軽減に取り組みました。

「現状と課題」といたしまして、女性の就業者数が増加し、女性の就業率も上昇しており、男女が子育てを行っていくことが重要となっていること、子育てしやすいまちづくりに向け、子育てに関する経済的な負担の軽減が求められていること、子どもや子育て世帯などが安全・安心に外出することができるよう、ユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりを行っていく必要があることを掲げております。

「取組の方向性」といたしましては、市民、事業者などと共働し、男性も女性も、子育てをしながら安心して働き続けることができる環境づくりに取り組むこと、安心して子どもを産み育てることができるよう、良質な住まいづくりのための情報提供を行うとともに、子育て世帯の居住を支援する施策を推進すること、子どもの安全を守るため、交通事故の防止や防犯体制への対応などに取り組むこと、子育てにかかる経済的負担の軽減に取り組むことを掲げ、（１）男女が子育てを行う意識の醸成、（２）仕事と子育ての両立に向けた環境づくり、（３）子育てを支援するまちづくり、（４）子どもの安全を守る取り組み、（５）子育てにかかる経済的負担の軽減に取り組んでいくこととし、14ページに主な事業を整理いたしております。

なお、15ページ以降は、目標1に関する「事業目標」「成果指標」「関連データ」に



ついてまとめておりますので、ご確認いただければと思います。

議題2「第5次福岡市子ども総合計画 目標1について」に関する説明は、以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 どうも詳細な説明をありがとうございました。

資料1、それから資料2に関して説明をしていただきました。この資料1は目標1「安心して生み育てられる環境づくり」ということで、施策の5まで詳細に記載されておりますが、どなたかご質問、コメント、よろしいでしょうか。

○委員 ご説明ありがとうございました。

拝聴していて、すべてを網羅していただいていると思ったんですが、1点確認というかお尋ねです。もし私が知らずにお尋ねしているようでしたらお許しいただきたいんですけども、タイトルが福岡市子ども総合計画ですので、主にターゲットは子どもになっているということは承知の上でなんですが、計画対象のところに、子育て家庭、市民、地域コミュニティ、いろいろな方々を含めて、また今ご説明いただいた施策の中にもそれらの方々が入ってくるのだと思うのですが、子どものところで、例えば乳幼児期とかあって、これはおそらく生誕からということイメージされてのことかと思うんですが、OECDをはじめとする先進諸国においては、乳児といったときにはもう、先ほどおっしゃっていたように妊娠期を含めて、命が生まれた瞬間から子育てというか、子どものことについて考えるというコンセプトのもとにすべての乳幼児の施策が打たれ始めています。そのあたりのところはどういうふうにご議論が進んでらっしゃるのか、そういったところを加味されてらっしゃるのか、もし議論があるようでしたら教えていただければと思います。

○会長 では、よろしくお願いいたします。

○事務局 こども発達支援課長です。

すみません質問の趣旨がしっかり把握できているかどうかわかりませんが、この乳幼児期というのは、乳児というのが1歳までとか、児童福祉法とか母子保健法で決まっていますので、そういった表現をさせていただいているんですけども、施策の中身については妊娠期からの支援をしっかりやっていくという形で取り組ませていただいておりますし、また、お子さんを授かる前の不妊治療であるとか、不妊に関する相談支援の充実とかいうところも入っておりますので、基本的には妊娠される前からのさまざまな施策について、この目標1のところに入れていくという考えで整理をしております。

○会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○委員 はい、ありがとうございました。

であれば、どこかにそこを記していただいてもいいのかなと思います。それぐらい福岡市というのは、いろいろな子どもと言ったときに、一般的にはおそらく子どもとは、やはり今おっしゃられた児童福祉法にあるように、0歳からというところで生まれた後というところがあると思うんですが、今回はそういった意味ではもっと包括的に子どものことを捉えていただいているんだっていうところを、どこかで一文あっても、市民にとっては「ああ、そこまで市は考えてるんだな」というメッセージを送ることになるかなと思って、すみません、コメントをさせていただきました。ありがとうございます。

○会長 はい。貴重なご意見ありがとうございました。

そのほか、委員の先生方、質問等ないでしょうか。

○委員 ちょっと私も知識不足のところがあるんですけども、施策1、2ページ目の「前計画における取組と成果」のところに不妊治療費の助成ということが記載されています。不妊治療というのは非常にお金がかかるということなんですが、自己負担分をほぼ市が負担してくださっているような助成になっているのでしょうか。どのような助成になっているか、ちょっと教えていただければありがたいと思います。

○会長 じゃあ、よろしくご説明お願いいたします。

○事務局 こども発達支援課長です。

不妊治療につきましては、特定不妊治療といわれる体外受精や顕微授精につきましては、病院によって金額に差はあるんですけども、私どものほうに補助の申請をされている方の実績を見ますと、1回に50万とか60万とかかかっております。これにつきましては国のほうで初回については最大30万円まで助成ができるという形になっておりますので、これについては国の補助メニューを活用した中で助成をずっと過去からやってきておりました。

また、特定不妊治療に至る手前の段階の人工授精といわれる一般不妊治療の中でも保険診療の対象外になって、10割保護者の方が負担していただくようなもの、金額的にはもっと特定不妊治療に比べれば1回当たりの金額は2万とか3万とかいうものなんですけれども、これにつきましても、福岡市独自の取り組みといたしまして、平成30年度か

ら1人当たり2分の1もしくは5万円を上限に一般不妊治療費への助成を福岡市独自で開始をしているということで、不妊についてはこういった形で若い世代からの不妊治療について助成に取り組んでおります。

特定不妊治療になると特に金額が大きくなりますので、病院によって違いもありますし、治療法によっても若干違いはあるんですけども、おおむね半分近くの金額はこの補助で補填ができていているという実績です。

○委員 ありがとうございます。続けていいですか。

○会長 はい。

○委員 同じ2ページのところの現状と課題のところ、児童相談所における児童虐待の対応の約半数が乳幼児期で、そこを非常に強化していただいているというか重視していただいていると思うんですけども、これから先そこについて、特に施策を打っていただけるというか、強化していくとするとどんなところだと。うちの保育園等でもそういうことが、まあ一義的には区の相談係の方、あるいはえがお館の児相の方等と連絡を取りながらやらせていただいて非常に助かっているんですけども、今後こういうことをもっとやっていくという具体的なものがあったらお教えいただくとありがたいなと思ったんですけども。乳幼児期に半分だと、そこに特化してやらないと。

○事務局 担当がまたがりますので、私は母子保健の分野について申し上げます。こちらにも書いておりますとおり、産後早期は特にホルモンバランスとかが崩れて、近年孤立化といいますか、支援される方がいっしょらずにお母さんが一人で抱え込むというような環境がございますので、一つは、すみません資料でいいますと後ろの18ページの下のほうに、産後サポート事業として、産後ケア事業というのは赤ちゃんが生まれたばかりのお母さんを、産科医療機関等で一時的に泊まっていたり日帰り等で利用していただいて、心身のケア・育児サポートを実施する事業で、平成28年度から始めております。産後ヘルパー派遣事業については、家事の援助をしていただく方がいっしょらないような方を対象にヘルパーを派遣する事業で、これも平成28年度から始めておりますけれども、ご覧いただければわかるとおり、どちらの事業も年々増加をしております。

こういった形で、母親を孤立化させない、支援するための施策をこれからもまた充実、強化していくということで、児童虐待防止というよりも、その一つ手前の段階でお母さん方の負担を少しでも軽減するような施策を、母子保健という施策の中でやっていきたいと思っております。

また、このほかにも平成27年度からは専門職が生後3カ月以内に、赤ちゃんが生まれた全家庭を訪問する新生児全戸訪問事業というものをやっておりますし、29年7月には母子健康手帳を区のほうで交付するのに合わせまして、母子保健相談員を全体で15名配置いたしまして、妊娠期からの相談支援体制を強化しております。こういったさまざまな取り組みを進める中で、産後鬱の予防であるとか、児童虐待に至る手前のところでしっかり支えていこうという施策をこれまでもやってきておりましたし、今後もさらに強化をしていきたいと考えております。

これは母子保健の分野での話です。

○事務局 こども家庭課ですけれども、直接的な児童虐待を取り上げているところは、この目標3の専門委員会でご議論をいただく施策11、児童虐待防止対策と在宅支援の強化ということになっております。

昨今、ご承知のとおり、児童虐待が全国的な問題として、社会問題化しているわけでもございまして、国のほうでも昨年来、緊急総合対策とか新プランということで次々といろいろな施策を打ち出してきて、各自治体がそれに対応しているという状況でございますが、一つは児童相談所の体制強化というところで、今まで人口4万人に対して一人の児童福祉司を配置することになっておりましたが、昨年の新プランで人口3万人に一人ということが打ち出されておりますので、それに対応して福岡市の児童相談所の体制強化を進めていきたいと考えております。

それとあわせて市区町村の役割の強化も言われておりまして、福岡市で申しますと、区に子育て支援課がございますけれども、こちらを充実強化するというので、国のほうでは子ども家庭総合支援拠点という言い方をしておりますが、市区町村レベルでの強化を図るということになっておりますので、福岡市としてもここについてはしっかり対応していきたいと思っております。

それとあと、それに関連するところで、施策11のタイトルにもございますが、在宅支援をきっちり虐待予防という観点でやっていきたいと思っておりますし、子どもショートステイとか、養育支援訪問事業というアウトリーチの部分でございますけれども、できるだけ虐待に至る前に、発生を予防するという観点で子育て家庭をフォロー、支援をしていく在宅支援についてサービスメニューの充実強化にしっかり取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○委員 ありがとうございました。

○会長 よろしいでしょうか。

ちょっと私のほうから。専門のほうになるんですけども、今、市は虐待の予防ということで、その措置についていろいろなさっしてくださっているんですが、この件に関しましては、やはり母親がほとんど大きな負担というか、原因というか、手を出すのは母親ということで、大体70%以上がそうっております。

それを予防するために、じゃあどうしたらいいのかということで、WHOが昨年、出産に関して、出産前から、それから出産に関してなんですけれども、妊産褥婦の方々に関してはリスペクトフルケアということ徹底しましょうと全世界に呼びかけているんですね。

女性に妊娠することに関して喜びを持った肯定的な情報を与える、それから出産に関しても肯定的な経験をもたらす、そういうことが結局最終的に産後の母子の相互作用をすごく肯定的にする、そして、虐待を予防できるのではないかということなんですけれども、そのことだけではなくて、全世界がやっているということは、やっぱり経済的な問題に取り組まなくてはいけない。経済的な問題を考えなければいけないし、女性の教育を徹底しなければいけない。それから男女平等を徹底しなければいけない。この三つが交わってこそ女性の健康、それから母子の健康を保てるんだということを今、訴えているんですね。

ですから、そういう状況を見つけ出すだけではなくて、全体的にみんなで協力してやっていくということが今の方針になっておりますので、そういうところも加味していただければと思います。

以上です。すみません、そのほか委員の皆様で何か。よろしく申し上げます。

○委員 3ページの②のところ、一番下の丸です。

このような生活習慣にかかわることとか、テレビ・スマートフォンとか、そういうところで保護者に対して幼稚園・保育園を通じてということが書かれてありますけれども、何か具体的な施策としてこういうものをというのはあるんでしょうか。

乳幼児健康診査や保育所・幼稚園の懇談会とありますけれども、そういう懇談会等は、例えば幼稚園で保護者会とかいってもなかなか、いつどこでやっているんだみたいなところもあると思いますけれども、それを啓発するような手だて、具体的に、例えば保護者に全員チラシを配るとか、何かそういう考えがあるのかどうかの確認です。

○事務局 こども未来局運営支援課長でございます。

今の時点で、懇談会やってくださいとかいう具体的なところまではないんですけども、これまでもいろいろそういったスマートフォンとかメディアリテラシーに関する啓

発というのは、市全体で、例えばチラシを配ってくださいとか、そういったお願いはしてきているかなとは思いますが、そういったものを今後もこういった形が効果的かというのを考えながら、いろいろ幼稚園の皆様にもご協力をお願いしたいと考えております。以上です。

○委員 わかりました。もう1点よろしいでしょうか。

10ページですね。取り組みの方向性で、下に（1）早期発見・早期支援とありますが、これも幼稚園を通じて、例えば心身障がい福祉センターで相談を受けられますよとか、あるいは研修を行いますよというのは、それぞれの園単位ではあるんですけども、ある保護者というか、それぞれの乳幼児を抱えていらっしゃる親御さんたちに、そういうメッセージですね、こういう形でしっかり支援していきますのでということまで踏み込んでやっていただけたらという思いがございますので、そういうところもちょっと具体的に何か考えていただければ。

例えば乳幼児健診の場で、そういうちょっとしたアドバイスとかする機会もおありでしょうし、幼稚園だとか保育園で、具体的に「すみません、おたくのお子さんのことですが」と言うんじゃないくて、全体に「こういうのを受けられますよ」みたいな、こういう制度がございますよという告知なり啓発ができれば。

今、例えば幼稚園でも発達障がいに関してですが、親御さんもわりと20年前、30年前に比べるとかなりオープンになってきているんですね。昔は「うちの子、そんな扱いして。そんな見方してるんですか」みたいな形で、非常に言いづらかったです。今は逆に早期支援というところも含めて、できるだけ早い段階で、園のみならずそういう専門機関と連携してやっていきたいと思いますと言ったら、わりとご理解いただけることが多くなってきています。

ですから、これからますます、そういうニーズが高まっていくと思いますし、もう1点言わせていただくと、今例えばあいあいセンターさんとか東部とか西部とかございますが、やっぱり支援員というか、そういう方の充実というのは今後ますます必要になってくると思うんです。予約して事前に日程調整しても、そういうオーダーが多くてなかなか現場に来ていただくのがかなりおくれしてしまうと。

本来でいうなら4月に入園とかされますので、4月、5月ぐらいに園生活、集団生活していく中で、ちょっとほかのお子さんとは違うなという子が現場で見えてくるんですね。だから、本当はそんなときにタイムリーにと。でも、それがその段階でオーダーをかけると7月になりますとか、9月になりますとかいうこともございますので、その辺の現状もよくご相談されて、できるだけ早くそういう要求とか要望に応えられるような体制づくりをしていただけたらなと思っております。

○会長 はい。貴重なご意見ありがとうございました。

○委員 先生がおっしゃったことは本当にそうだなと思うんですけども、なかなかそれを具体的にやっていくというときはいろいろな問題があって、幼稚園でもそうなんでしょうが、保育園でもいろいろな問題にぶつかる。

そういうときに市のいろいろな機関のサポートが非常に前に比べたら充実してきているなという印象は受けます。ただ、この資料で11ページにも療育・支援体制の充実強化というところがあって、その丸のところではいろいろな時間の延長とかいうことも考えていただいているありがたいんですけども、まだまだその辺のところとか、機会というのがもう少し充実してくるといいなという気はします。

特に実際にやっておりますと、4歳、5歳になると就学というものが見えてきて、親御さんも、療育センターとかいろいろなところに取り上げていただきやすいんですけども、やっぱりその前の段階で手をかけていただいたり、いろいろ専門的な支援をしていただくと、その後の伸びが大きいというような印象もありますので、2歳、3歳とか、その辺がちょっと療育のほうも足りないような状況で、待ちをかけられている状態なので、これは要望なんですけれども、そういった年齢層に対してご配慮いただければと思います。どうかよろしく願いいたします。

ちょっと切り口が違ってすみませんでした。

○副会長 じゃあ、私のほうからも。それこそ保育園とか幼稚園の先生方がお集まりなんです。先ほど言われたような園に来ている子どもさんが気がかりだから専門のところに行かれてみませんかというのは、非常に微妙な現場だと思うんですね。非常に言い方とか伝え方とかという問題で、例えばそういうことについて保育士さん、幼稚園の先生方の研修会等々どんなふうになっているか。それから市がどのように関与するか。

それからもう一つ、障がい児保育指導委員会というのが市にはありますが、その中で研修をおそらく各園に回っていると聞いております。巡回訪問という。その中でどんなふうな協議がなされているかというのは、具体的には存じ上げないですけども、そういうものもかなり利用されているのかなと思うんですが、いかがなもんですか。

○委員 巡回でうちの園も何度か来ていただいて、その辺の指導はやっぱり集団生活を行う中において、その子が集団に入らないで一人の世界にというときに、どのように対応していったらいいかということで、非常に有益な、そのケースに特化したお話が聞けるので、それは大変結構なんですけれども、ただ、先ほど申し上げたように、なかなかこ

こちらのオーダーに対してタイムリーに応えられないと思っています。どうしても人的制限というか限りがありますので、順番待ちみたいな形になると現場では思っているということですよ。

最初の研修会等に関しても、これは確かにおっしゃられるとおりで、各園にお任せみたいな、言い方、言葉一つ、非常に微妙なというかナーバスなところを秘めていますので、その辺のところを、伝え方とかいうのも非常に重要になってくると思っております。

○副会長 ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。この件につきまして、22ページに関しては障がい児の割合等のグラフが、だんだんと増加しておりますけれども、事務局のほうでこちらに関して説明をお願いいたします。

○事務局 こども発達支援課長です。

こちらのグラフですけれども、薄い棒グラフが新規受診児の総数でございます。ちょっと濃いのが、そのうち主たる障がいが発達障がいと診断されたお子さん、折れ線グラフは全体のうち発達障がいと診断されたお子さんの割合という形になっております。

平成17年と比較いたしますと、もう2点何倍という状況で、直近で申し上げますと1,518名新規に受診に来られて、そのうち1,000名のお子さんが主たる障がいは発達障がいと。3分の2のお子さんがそういった診断を受けられているという状況にあります。

こういった形で、ものすごい勢いで今増えておりますので、三つの療育センターもできる範囲で職員の増員等で対応はさせていただいているんですけれども、やっぱり2ないし3カ月待ちが今常態化しているということで、なかなかタイムリーに対応できていないというのは私どもも課題であると重々感じております。

それから、この1,518名のお子さんがどういった経路で足を運んでこられたかということですが、これは資料には記載しておりませんが、やはり一番多いのが乳幼児健診を通じて障がいの疑いがあるということで、こういった機関が紹介されたということが最も多くなっておりまして、それに次いで、九大病院、福大病院、こども病院等の医療機関のほうから障がいの疑いがあるので、あいあいセンター等でしっかり診てもらってくださいという紹介を受けた方。

その次、近年特に増えておりますのが、保育所あるいは幼稚園、こういったところからお話をいただいて来られる方というのも、やっぱり相当程度今増えているという状況にあります。

あわせて、この診断を受けると、その後の療育という話にもなってきます。こちらの



ほうも資料では、これまでの成果ということで10ページの上のほうに、二つ目のひし形ですけれども、平成27年度と31年度にそれぞれ30人定員の児童発達支援センター、これを民間のほうにお願いをして、働きかけてつくっていただいております。

それから、障がいと診断を受けたお子さんがすべて、いわゆる療育施設に通われるんじゃないくて、ご存じのとおり保育所であったり幼稚園のほうで過ごしていただきながら、プラスアルファで療育センター等がかかわるといような部分もございます。

ただ、どうしてもやっぱりそういったお子さんも専門的な療育の場が欲しいというお声も大きかったので、こちらの下に書いていますけれども、保育所・幼稚園に通う障がいのあるお子さんの専門的な療育の場ということで、28年度に児童発達支援センターの分園ということで、ちょっとコンパクトな施設になりますが、これも今4カ所設置をしております。ただ、まだまだ保護者のほうからは足りないというご意見もいただいておりますので、これについてもしっかりと整備していきたいと考えております。以上です。

○会長 ありがとうございます。このようなデータを見ますと、現場は本当に大変だなと思われま。

そのほか何か。

○委員 皆さんもよくご存じのように、今年の10月から幼児教育・保育の無償化が始まって、この問題というのは幼児教育の重要性が日本でも非常に重く扱われるようになったということと少子化対策という2本柱なんですけれども、具体的に今日の資料の19ページを見てみる限り、3～5歳が対象ですので、これだと福岡市の場合は800人ないし900人ぐらいがまだご家庭にお子さんはいらっしゃって、それが幼稚園とか、私どもの保育園とか、その他の施設に、希望されれば無償で入れるようになると思います。その受け皿である、特に私ども保育園の場合、保育士さんの不足というのに悩まされていて、そういった機会を与えていただいたので、できる限り受け入れたいと思うんですけれども、その辺のジレンマにさらされています。市としてはそれに対してはどのようにお考えなのか。

10月以降ですが、どうなんですかね。1カ月前に申し込まないと10月から入れないような仕組みになっているんですよね、保育園の場合。10月から無償化だと、1カ月前の9月ぐらいからそのことを踏まえていろいろな区役所のほうにもご相談等々が殺到するやにも。まあ実際は800、900ぐらいの方の中の一部だとは思いますが、これに対してはどういうふうに、受け皿も含めてお考えなのかというのをちょっとお聞きしたいと思ひまして。

よろしくお願ひいたします。

○事務局 運営支援課長です。

まさに資料19ページで、一番上の白い部分はほとんど面積がないんですけれども、一番上の部分が市として今3歳から5歳のどこに通いたいのか把握できない人数です。ただ、こういった方々が10月1日からの無償化に伴って、じゃあ10月1日から保育園に申し込もうとか、幼稚園に申し込もうというのはなかなかないんじゃないか。今までそういった利用の意向のない方がですね。あるとしたら、やはり来年4月からとか、そういったことはあるのかなとは思いますが。

ご指摘のあった保育士の確保の問題というのは市としても認識しておりまして、まさに今年度から保育士さんの奨学金返済支援の事業も開始して、これまでも家賃助成等を行ってきて、今後もこういった形で保育士さんに長く働いていただけるのか、確保できるのかといったことについて、保育団体の皆様とも協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員 よろしくお願ひします。

○委員 今のに関連してなんですけれども、6ページに書いていただいています保育士の人材確保というところ、また、それと教育・保育の質の向上というところに関わってくるかと思うんですが、福岡市におかれましては、まず量の拡充ということに非常に頑張っているかと思っております、保育士の数を増やすなどすごく献身的に頑張っているかと思うんですが、同時に実は厚労省の保育の質の向上プロジェクトに入れさせていただいているんですが、今、国もそうなんですけれども、量と一緒に本来は質のことをしっかり保証していく必要があって、先にまずニーズを満たすことを目指したんだと思うんですけれども、今、質の向上というところにかかっています。

単に保育士さんの人材が欲しいだけではなく、本当に質の高い保育士さんが欲しいというか必要なんだと。それは、確かに「安心して生み育てられる環境づくり」ということで、子どもが主体となった施策が打たれているという内容ではないんですけれども、この背後では、幼児教育・保育を受ける対象は子どもですので、子どもの発達や育ちに資するものでなければ、あったところで害になるだけだという。厳しい言い方をすればですね。

そういったところを防いでいくということを考えたときには、そこをしっかりと充実させていくという内容を、もう少し強化して盛り込んでいただいてもよいのかなと思われました。ですので、その部分からいいますと、特に教育・保育の質の向上というところであれば、職員の研修の充実に努めるというところで書いていただいているんですけ

れども、具体的にはどういったところを強化する形で研修内容等をお考えいただいているのかというところを1点お伺いしたいのと、それに関連する内容になりますが、乳幼児教育は、生涯にわたる人の育ちの基礎になる部分において重要で、教育・保育の質の充実を図る必要があると言われていています。

そのためには、隣接領域である小学校の先生というところでの保幼小連携というのは、前回の第4次するときにも施策として主な事業で挙げていただいていますけれども、そこをしっかりと研修などを通して連携を結んでいくことが大事かと思えます。これには、いかんせん義務教育ですとか学校教育との連携が必要になるかと思うんですけれども、市としてはそういった行政を横断しての取り組みですとか、そういった内容をお考えでいらっしゃるのか、この2点を教えていただけたらと思います。

○会長 よろしくお願ひします。

○事務局 子育て支援部長でございます。

まず、質の向上については、私どもそこは非常に重要なことだと認識しておりまして、やっぱり量の確保にあわせて保育・教育の質の向上ということで、研修の充実等にしっかり取り組んでいきたいと思っております。現在も保育に関しては、保育協会さんと一緒になって研修会を定期的に主任や保育士など階層ごとに開いておりますし、幼稚園連盟さんにおいても各研修を実施されているので、その実態も踏まえて、今後どういう形で質の向上・維持に努めていくか検討したいと思っております。

それと2点目の連携の推進については、現在も保幼小中の連携ということで定期的に会合を開いております、年に一度ですけれども、保幼小中の関係者が集まって研修会を開いております、中学ブロックごとに分かれての研修であるとか、そういったことも今やらせていただいております。

以上です。

○委員 ありがとうございます。

すみません、認定こども園さんの幼稚園は法定研修というのがあるんですけれども、保育所はそれがありませんよね。今おっしゃっていただいた保幼小中の連携ですとか、研修の充実を図っていただいている部分というのは、どのように保育所ですとかに投げかけていただいて、参加するよというサポートというんでしょうか、そういった体制を市から提案していただいていますでしょうか。

○事務局 保育所に関しては、保育所が開催する研修に合わせて認定こども園さんにもお

声かけさせていただいて、さらには認可外の保育所さんにもお声かけさせていただいて参加を促すような形をとらせていただいております。

○委員 ありがとうございます。おそらく人員不足なので出れないんですね。

○事務局 なるほど。

○委員 そういったところの保証とサポートというのがない限り、提案はしていただいても、なかなか啓蒙というか、そういった情報を共有するところまでは難しいのかなど。県外とかいろいろなところで保幼小連携、中も含めてですけれども、させていただいています。近隣では久留米市とかかわらせていただいているんですけれども、そこでどういうふうに先生方に出ていただくか。義務教育とか学校教育の担当課が主導されない限り、小学校の先生との連携は絶対あり得ません。主管がやはり声をかけてくださらない限り、義務教育は出てきてくださらないんですね。

ですから、ここで書いていただいていることに実効性、有効性を持たせるためには、行政の横割りでやっていただく必要もあるかと思えますし、また先生方が研修に出るために、どういったサポート、支援ができるかということを具体的にご提案いただくことが質の向上にはやはり必須ということになるかと思えます。

また、ここの保育士の人材確保のところですが、研究の領域では、先生方がなぜやめるのかというところに理由は出ています。それは、もちろん給与ですとか処遇改善ということが上がってくるのですが、学びがいないとかやりがいがいい。そこにやはり一番の一手を打つ。ずっと長く続けていたい職であると。報酬やお金だけで職をみんな選んではいけない。私の大学もそうなんですけれども、教員養成をしているところでは、学生たちは本当に子どもが好きでずっと関わってたくて、もちろんそれでしっかり生活ができればずっと関わってきたいと。

ただ、そこにエッセンスとして絶対必要になってくるのは、この仕事がおもしろいと感じられる刺激というか、知的刺激、経験刺激みたいなものが常にあるかどうかだと思うんですね。それはやはり、一番大きなところは研修、しかも園内の研修である。つまり訪問を誰かにしていただく、もしくは園の中でカスタムメイド的に学ぶというところを充実することが、一番保育者の質の向上につながるということは研究で出ていますので、そういった研究成果を踏まえた上で施策について、一手先を見て打っていただくということも、この政令指定都市として大きな福岡がもし先んじて日本の中で何かしていただけると、とても目玉となりますし、いいのかなと思いました。ご検討をいただけるとありがたいと思います。

○事務局 ありがとうございます。

私どももその辺を重要な課題と認識しておりますし、保育士の方が一生働ける仕事という形で、それを継続できるような体制づくりというのをつくるべきであると思っております。先ほど言われました処遇ということで、給与以外の職場環境であるとか、そういうやりがい、そういったものも含めて各種団体さんのほうとも協議しながらどうあるべきかというのを、今研究というかプロジェクトチームみたいな形で協議をさせていただいているところでございます。

以上です。

○会長 ありがとうございます。やっぱりどの職におきましても、仕事に対する満足感、それからやりがい、それはやっぱり相手に通じるものです。特にお子さんがそういうふうな、何も反応できないお子さんであればなおさら心が傷ついているということもあると思います。そういうところも加味しながら、質の向上というところに関して、今後市のほうでできるだけご支援をしていただければと思います。

○副会長 今、先生がおっしゃったように、研修会はやっぱり出にくいと卒業生が言っていました。時間がないという。特に保育園の場合はシフトの問題もありますし、出にくい状況があると思います。ですから、ご提案があったように、保育園なりを訪問して、その場で、そういう企画があってもいいのかもしれない。それは園とも協議していただいて、そういうシステムをつくっていただくと素晴らしいと思います。

○会長 ありがとうございます。

そのほか何か、コメント、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

○委員 これは意見というか情報だけです。福岡県の幼児教育支援のプロジェクトというのを、去年3カ年文科省からの委託を受けて、福岡県と一緒にさせていただいたんですけども。それは幼児教育アドバイザー巡回訪問事業といわれるもので、研修に出ることができない保育所の先生方のところに、私のような外部の専門家のような方々ですとか、退職された校長先生ですとか、研修を受けられた、アドバイザーという認定を受けた方々に訪問していただいて、どういったところが今大変なのか、どこに支援があったらいいのかという形で、これはウェルビーイングの考え方のコンセプトの根幹だと思えますけれども、「何か困っていることはありませんか」という声かけなどを行います。そこに行って、救いの手は必要ではないかというところをやはり拾うという感覚、

まさにその辺、もちろん全部救えるわけではないですが、事情としてかなわないのであれば、提供していますでは出てこられない方がいる。出てこられる方はおそらく問題がないだろうと。それは母子保健などに関してもきっとすべてそうなのかもしれないなと思っ

ています。ですから、世界は今、保育を中心になんですけれども、方向性としてはそちらです。準備しています、これを用意していますではなく、何か困ったことはありませんかと、やはりそこに一緒に向かっていくという感覚で、特に子育て事業というのは進んでいるので、今の幼児教育アドバイザー巡回訪問事業というのは県の取り組みではありますけれども、市のほうでも、一つ事例として県の中にありますので、可能かどうかも含めて一度ご検討いただければありがたいなと思います。

実は来週の月曜日、県庁でその文科の事業の昨年度までの3カ年間の報告会をすることになっていますので、また後ほどお知らせします。

ありがとうございます。すみません。

○会長 どうも貴重なご意見、コメント、ありがとうございました。

そのほか、何かございませんでしょうか。

○委員 すみません。6ページから7ページにかけての病児及び病後児デイケアでございますが、これについて現状それを受け入れる施設、それから充実を目指すとか、充実させていくとか、受け皿の確保に取り組みますとあります。その辺具体的に今の現状からどの辺の、まあ、あとに目標の数値みたいなものがあるのかどうか。それをちょっと教えていただけたらと思います。

○会長 事務局、よろしくをお願いします。

○事務局 こども発達支援課長です。

病児・病後児デイケア事業につきましては、第4次子ども総合計画におきましても箇所数をずっと増やしていくことになっています。現在21カ所で年間の利用人数が2万9,000人を超えているということで、これにつきましては政令指定都市の中でも断トツに多い状況になってございます。ただ、今後も保育需要が当然伸びていくだろうと想定しておりますので、そうなれば当然この病児保育の需要も伸びるだろうということを踏まえております。引き続きそういった需要動向を見ながら、しっかりとした施設数を確保していきたいと考えております。

以上です。

○委員 ありがとうございます。

ということは、今現状、かなりもう満杯状態ですか。シーズン、季節にもよるんでしょうけれども。

○事務局 施設のキャパからいくと、2万9,000に対して各病児施設の1日の定員掛けることの対象日数を全部積み上げると、5万何千ぐらいあるんですよ。ただし、やはりインフルエンザとかが流行する時期になると需要が一時的にばっと増えますので、お断りするケースも今でも出ている。

それと、西区の施設があいていても東区の方は利用できないという需給ギャップというのも当然出てきますので、引き続きこれから保育需要が伸びれば病児保育の需要も伸びるだろうと踏んでいますので、さらなる充実強化が必要と。

ただ、何度も申し上げますけれども、政令指定都市の中では利用されているお子さんの数は圧倒的に福岡市が多くなっているということでございます。

○委員 ありがとうございます。

ちょっと私が言うことではないかもしれませんが、例えば親御さんにしてみたら、保育園に預けていてインフルエンザにかかったと。で、登園できないから、例えば病児受け入れのデイケアを利用しようとするけど、そこがいっぱいということで、諦めざるを得ない、仕事を休まざるを得ないと。

それも、新しい施設をつくるのもいいんですけども、例えば保育園内にそういう部屋みたいなものを設けられるとか、専門の人を配置してみたいな形があると。親御さんにしてみたら、通常通っている園にちゃんとそういう部屋が、あるいはそういうスタッフがいていただくと安心です。幼稚園の場合は休んでもらうしかなくて、幼稚園でもお預かり保育を利用してという人もいるんですが、その方は仕事を1週間ぐらい休まなきゃいけないとか、5日間休まないといけない。

保育園の場合は、まさにそういう場合は、基本的には休めないんですけども、そういう流行性の疾患になるとどうしても休まざるを得ないみたいなのがあったりして、無理して登園させる。そしてさらにそれが逆に感染が広がっていくというようなことも実際の事例としてあります。

私が言ったのは例えばの話ですけども、そういった意味ではこちらの充実にも力を入れていただきたいという思いでございます。

○事務局 病児・病後児のデイケア事業ということで、メニューとしては、今、委員が言われたように、保育所等併設型というものもございます。ただし、現状を考えますと、

なかなか保育所で別室をつくってスタッフを確保して、それに対応できるかという、ちょっと厳しい状況ではないかと思っております。

福岡市は、先ほど答弁しましたように、病院との併設型ということで、病院の中にデイケア事業ということで保育室を設けてもらってやっております。こちらは専門のスタッフ、また病院と併設ですから看護師、また先生もおられますので、よりこちらのほうが専門的に、治療ということはないんですけれども、デイケアの事業ができないかということで、今そちらのほうを拡充させていただいているような状況でございます。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

本学の職員でも、保育園に預けた後、しょっちゅう子どもが、インフルエンザ、次は手足口病、次は中耳炎、そういうふうに全員がその中でぐるぐる舞になっているような感染の状況、感染の巣みたいなことになっていくと、本当に保育園も幼稚園も職員の感染対策はどういうふうになっているのかとか、そういうところもちょっと何うところもあります。先ほどの養育の質の向上については、そういうところにも気をつけていただければと思っております。

さて、もうそろそろ時間が過ぎてしまいましたけれども、このあたりで本日の協議は終わりたいと思います。

ありがとうございます。それでは事務局のほうにマイクを戻したいと思います。

閉会

○事務局 谷口会長、針塚副会長並びに委員の皆様、本日は大変熱心にご議論いただきまして、誠にありがとうございました。

本日いただきました意見を踏まえまして、さらに策定を進めてまいりたいと思います。最後に事務連絡でございます。

まず、本日の会議の内容につきましては、会議録を作成いたしまして公表することになっております。後日、会議録の確認をメールまたは郵便でお送りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それから、次回の会議の日程でございますが、8月下旬あたりで調整をさせていただいているところでございます。日程等につきましては、また改めてご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、以上をもちまして、本日の専門委員会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。

閉 会